

2017年12月11日

各位

株式会社 りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 近畿大阪銀行

キャッシュカードによる振込の一部制限について

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）は、特殊詐欺被害を未然に防止するため、2018年1月20日（土）より一部のお客さまを対象にキャッシュカードによるお振込みを制限させていただきます。

今回の制限導入は警察からの要請も踏まえて行うものです。対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取り組みとして、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

1. 制限開始日

2018年1月20日（土）

2. 対象となるお客さま

以下の両方の条件に該当される個人のお客さまがキャッシュカードによるお振込みを行う際の利用額を制限させていただきます。

- ① 2017年10月31日現在で70歳以上のお客さま
- ② 過去3年間でATMでのキャッシュカードによるお振込みのご利用がないお客さま

振込制限の対象となるお客さまがキャッシュカードによるお振込みをご希望される場合は、お取引店もしくは最寄りの本支店でのお申し出が必要となります。

以上